長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年2月15日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘

同 三 谷 利 博

同 西田実伸

同 山口政嘉

令和2年度

監査報告

財務監査(工事監査)
〔後期〕

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

理 財 部 (契約檢查課、檢查指導室)

土 木 部(土木企画課、土木建設課)

まちづくり部(長崎駅周辺整備室、景観推進室、東長崎土地区画整理事務所)

建 築 部(建築課、設備課)

東総合事務所(地域整備課)

南総合事務所(地域整備課)

北総合事務所(地域整備課)

今回の監査は、平成31年3月から令和2年2月までに発注したもののうち、次のとおり工事10件と業務委託4件を抽出した。

工事(10件)

	件 名	所 管 名	
1	市道虹が丘町西町1号線道路改良工事	土木建設課	
2	長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改	長崎駅周辺整備室	
	良工事(その 5)	又响冰冲丝金加宝	
3	南山手地区環境整備工事(1)	景観推進室	
4	平間・東地区東長崎縦貫線ほか道路改良その他工事	東長崎土地区画整理事務所	
5	長崎市新庁舎建設建築工事	建築課	
6	長崎市新庁舎建設電気工事	⇒ru /≠±⇒m	
7	伊良林小学校改築管工事(2)	設備課	
8	東望海岸高潮対策工事	東総合事務所 地域整備課	
9	林道大崎線地すべり災害復旧工事	南総合事務所 地域整備課	
10	市道西海町 64 号線道路改良工事(3)	北総合事務所 地域整備課	

業務委託 (4件)

	件名	所 管 名	
1	長崎市茂里町地下駐車場再整備に伴う基本・実施設	土木企画課	
	計業務委託		
2	被爆建造物点検調査業務委託	土木建設課	
3	長崎駅東通り線橋梁詳細設計ほか業務委託	長崎駅周辺整備室	
4	重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2期工事に伴う設計・工事監理業務委託	建築課	

第3 監査の期間

令和2年9月1日から令和3年1月27日まで

第4 監査の着眼点

- 1 主な着眼点
- (1) 計 画 事前協議及び諸手続
- (2) 設 計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積 算 積算基準の運用
- (4) 契約契約手続
- (5) 施 工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検 査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 受注者が行う官公庁等への届出を把握しているか
- (3) 受注者と下請業者との契約状況を確認しているか
- (4) 現場の安全対策が適切に実施されているか
- (5) 工事・業務打合せ簿が適切に取り扱われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、 次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭により指導した。

指摘事項

まちづくり部

- 1 長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事(その 5)[長崎駅周辺整備室]
- (1) さく岩機を使用した構造物とりこわし工において、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。
- (2) バックホウによる掘削の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導者の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。
- (3) マンホールの高さ調整を追加する設計変更理由について、当初から道路 計画高さを変更して発注していたが、本工事では道路計画高さを変更してい ないのに、本工事の道路計画高さの変更を行ったとして、実際と異なる理由 を記載していた。適正な処理に留意されたい。

2 南山手地区環境整備工事(1)

[景観推進室]

(1)作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

東総合事務所

1 東望海岸高潮対策工事

「地域整備課]

- (1) 現場事務所設置の借地費用について、共通仮設費率に含まれているが、 借地している下水処理場の敷地を、無料で受注者に使用させていた。適正な 処理に留意されたい。
- (2) 夜間の作業時に、作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく 道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 決裁終了後の文書の修正について

今回の監査した工事の変更伺いで、決裁終了後に他課からの設計変更理由の修正指摘により、設計変更理由の大幅な修正が行われているものがあった。 決裁終了後の文書の修正について、決裁の趣旨に鑑みて変更内容に応じて 決裁した者に報告をして文書の修正を行うべきである。今回は、工事の変更

決裁した者に報告をして文書の修正を行うべきである。今回は、工事の変更 伺いの内容が変わらないと判断し、決裁した者に報告しないで決裁終了後の 文書の修正を行っていた。

国においては、内閣府が決裁の修正手続に関して、各省庁に対し修正が必要な場合は、新たな決裁を取り直すこと等のルール化を求めているところである。

決裁終了後の文書は、行政機関の意思決定の内容を記録して表示した文書であるため、決裁終了後の文書の修正については、適切な処理に努められたい。